

桶川市立桶川東小学校 P T A 会則

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、桶川東小学校P T Aという。
第2条 この会は、事務所を学校に置く。(桶川市坂田西一丁目7番地の1)

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、父母またはこれに代わる者（以下保護者という）と教職員とが協力して、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
(1) 学校、家庭教育について会員相互の理解と協力
(2) 教育環境の整備改善、児童の保健及び厚生
(3) 児童の社会生活の指導
(4) 会員の教養の向上と親睦
(5) その他、この会の目的をとげるための必要な事項

第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。
(1) 児童、青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
(3) この会またはこの会の役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。
(4) 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

- 第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
1. 桶川東小学校に在籍する児童の保護者（以下P会員という）
2. 桶川東小学校の教職員（以下T会員という）
第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。
第8条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第5章 経理

- 第9条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。会費は月額300円とする。
第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし止むを得ない場合は全体役員会の議を経て予算を補正することができる。
第11条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第6章 備付帳簿

- 第13条 本会に次の帳簿を備え付ける。
1. 会員並びに役員名簿
2. 会計簿
3. 会誌
4. 重要書類綴

第7章 役員

第14条 この会の役員は次のとおりである。

- | | | | |
|-------|--------------|-----|--------------|
| 1. 会長 | 1名 | 副会長 | 若干名（うち1名は教頭） |
| 書記 | 2名（うち1名はT会員） | 会計 | 3名（うち1名はT会員） |
| 幹事 | 各部1～2名 | | |

2. 役員は他の部員を兼ねることはできない。

第15条 会長は会員中より選考委員会により選出される。

1. 副会長は選考委員会の意思を尊重して会長が委嘱し、総会の承認をうる。
2. 書記、会計は、会員中より会長が委嘱し、総会の承認をうる。
3. 幹事は、T会員中より校長の推薦により会長が委嘱し、総会の承認をうる。

第16条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第17条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を統括し、この会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 書記は会長の指示にしたがって総会及び全体役員会、運営会議の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録し、書類の保管と庶務にあたる。
4. 会計は会長の指示にしたがって会計事務を処理し、この会の財産を管理する。
5. 幹事は各部会の庶務にあたる。

第8章 校長及び顧問

第18条 校長は学校管理運営上各会議に出席して意見を述べることができる。

第19条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、全体役員会で推薦し総会の承認をうる。
2. 顧問は、各会議に出席して意見を述べることができる。

第20条 校長及び顧問は、議決権をもたない。

第9章 会計監査委員

第21条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。

1. 会計監査委員は会員中より選考委員会で選出する。
2. 会計監査委員は他の役員及び委員を兼ねることができない。

第22条 会計監査委員の任期は1年とする。

第10章 選挙管理委員

第23条 会長及び会計監査委員の選挙に関する事務を処理するために3名の選挙管理委員を置く。

第24条 選挙管理委員は全体役員会の委員の互選により選出する。

第25条 選挙管理委員はその任務を終了したときに解任される。

第11章 役員候補者選考委員会

第26条 会長及び会計監査委員の候補者を指名するために候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

第27条 選考委員会の委員の数と選出の方法は細則で定める。

第28条 選考委員会の委員はその任務を終了したときに解任される。

第12章 総 会

第29条 総会は全会員を持って構成されこの会の最高議決機関である。

第30条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年5月に開催する。
2. 臨時総会は全体役員会または運営会議が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

第31条 総会の定足数は会員の数の2分の1以上とする。ただし委任状は定足数に含める。

第32条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第13章 全体役員会

第33条 全体役員会は、役員、地区委員、学級委員で構成され総会に次ぐ議決機関である。

2. 全体役員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第34条 31条及び32条の規定は全体役員会の定足数並びに議事について準用する。

第14章 運営会議

第35条 運営会議は役員、各部の長をもって構成され、各部の権限以外の事務を処理し、かつ各委員会の連絡調整をはかり、総会及び全体役員会に提出する議案を調整する。

第36条 運営会議は会長が必要と認めたとき、または構成員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第37条 運営会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

第38条 運営会議の議事は出席者の過半数で決する。

第15章 各部会及び臨時部会

第39条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、及び立案するために次の部を置く。
広報部、学年教養部、スクールガード、厚生部

2. 各部会についての必要な事項は細則で定める。

第40条 特別な事項について必要があるときは、臨時部会を設けることができる。

2. 臨時部会について必要な事項は細則で定める。

第16章 細 則

第41条 この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて運営会議の議決を経て定める。

2. 運営会議にて細則を制定または改廃した場合にはその結果を次期総会に報告しなければならない。

第17章 改 正

第42条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし改正案は総会の開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第18章 設 立

第43条 本会の設立年月日は、昭和54年4月1日とする。

桶川東小学校 P T A 細則

第 1 章 会長、会計監査委員並びに選挙管理委員の選挙及び就任

- 第 1 条 会長、会計監査委員の選挙及び就任は次のとおり行われる。
1. 6名の委員からなる選挙委員を、次の方法によってつくる。
 - (1) 各部 1 名ずつ、合計 4 名の代表者を互選により選出する。
 - (2) 運営委員及び T 会員中より各 1 名の代表者を互選により選出する。
 2. 選考委員会は、会長及び会計監査委員選挙の少なくとも 15 日前までに定員以上の候補者を指名する。ただし会長及び会計監査委員選挙の 7 日前までに 20 名以上の会員より推薦された者で、届け出のあったときは追加指名する。
 3. 選考委員会は被指名者の氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
 4. 選挙管理委員は選挙の少なくとも 10 日前までに候補者の氏名、住所、性別、P T A における経歴、職業を全会員に知らせると共に選挙に関するその他一切の事務を取り扱う。
 5. 会長及び会計監査委員は定期総会までに選挙するものとする。
 6. 正副会長及び会計監査委員は定期総会において就任する。
- 第 2 条 会長に欠員を生じたときは予め定められている副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 3 条 会長以外の役員に欠損を生じたときは運営委員がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 2 章 各部及び臨時部

- 第 4 条 各学級は学級委員 3 名を選出する。ただし選出された学級委員は、各部へ 1 名ずつ所属する。スクールガードの委員は地区委員があたるものとする。学級委員は、在学中に原則として 1 児童につき 1 回以上引き受けるものとする。ただし、在学中に学級委員を引き受けられない場合には、それに代わる、清掃・環境整備等の奉仕活動を行うものとする。
- 第 5 条 各部への所属については委員の話し合いにより決定する。
- 第 6 条 臨時部の委員については運営会議の承認を得て会長が委嘱する。
- 第 7 条 各部及び臨時部の部長はそれぞれの部にて互選する。
- 第 8 条 広報部は会員に対してまた必要に応じ、その地域社会並びに関係機関及び諸団体に対し情報の伝達、意見の交換につとめるとともに会報を発行する。
- 第 9 条 厚生部は会員の親睦と厚生をはかる。
- 第 10 条 学年教養部は会員相互の連絡と親睦をはかるとともに、お互いに教養を磨きあい、よりよい会員となるよう努める。
- 第 11 条 スクールガードは地域における児童相互の自主的並びに集団生活、健全な遊び及び交通安全の指導をする。
- 第 12 条 スクールガードは会員相互の連絡と親睦をはかり児童の校外生活について学校と連絡を密にし、各部の活動に協力する。地区委員は下記地区ごとに原則として 20 家庭に 1 名の割合で選出する。
末広 1、末広 2、末広 3
坂田 1、坂田 2、坂田 3、坂田 4、坂田 5、坂田 6

————— 改 正 —————

- 第 13 条 この細則は運営会議において構成員の 2 分の 1 以上の賛成がなければ改正することができない。ただし改正案は運営会議の少なくとも 1 週間前に各構成員に知らされなければならない。改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

桶川東小学校 P T A 慶弔規程

- 第1条 この規程は桶川東小学校 P T A 会員に対する慶祝金、見舞金及び弔慰金の基準を定めることを目的とする。
- 第2条 T 会員が結婚したときは、慶祝金として別表に定める額を贈る。
- 第3条 T 会員が2週間以上入院したときは、見舞金として別表に定める額を贈る。
- 第4条 会員、児童、又は T 会員の配偶者若しくは父母が死亡したときは、弔慰金として別表に定める額を贈る。
- 第5条 その他特に必要と認められる場合には、正副会長の協議により慶弔金等を贈ることができる。この場合、事後に運営会議に報告し承認を得るものとする。

<別表>

種 別	対 象	金 額 等
慶 祝 金	T 会員の結婚	5, 0 0 0 円
見 舞 金	T 会員の2週間以上の入院	3, 0 0 0 円
弔 慰 金	児童・P 会員 T 会員 〃 の配偶者 〃 の実父母 〃 と同居の義父母の死亡	5, 0 0 0 円

桶川東小学校 P T A 旅費規程

- 第1条 この規程は P T A の会員の会務のため出張した時の旅費の支給に関する基準を定める。
- 第2条 旅費規程の基準は教職員の規程に準じて行う。

付 則

この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

- 昭和61年5月17日 会則第35条一部改正、細則第13条一部改正
- 昭和63年5月19日 会則第9条一部改正、同年7月1日から施行
- 平成3年5月14日 細則第1条一部改正、慶弔規程別表一部改正
- 平成10年5月16日 慶弔規程第3条削除、慶弔規程別表一部改正
- 平成15年5月12日 会則第14条・第39条一部改正
〃 細則第4条・第11条・第13条一部改正
- 平成18年3月16日 会則第23条・第39条一部改正、細則第1条・第4条一部改正
〃 細則第10条改正、細則第13条を第12条・第14条を第13条に変更
- 平成20年5月16日 慶弔規程第4条を第3条・第5条を第4条・第6条を第5条・
〃 第7条を第6条に変更、変更後の第6条一部改正
〃 慶弔規程別表一部改正
- 平成21年4月22日 細則第4条一部改正
- 平成27年4月24日 慶弔規程一部改正

令和元年11月27日 慶弔規程第4条一部改正、第6条削除、別表一部改正
令和2年6月26日 会則第2条・第39条一部改正、第43条追加
細則第4条・第11条・第12条一部改正